第３回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会

開催日時　平成2８年８月２日（火）１０：００～１２：００

開催場所ホテルプリムローズ大阪「鳳凰（西）」

出席委員

泉元　喜則　　忠岡町　健康福祉部　いきがい支援課長

上田　一裕　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

◎大谷　悟　　　大阪体育大学　健康福祉学部健康福祉学科　教授

奥脇　学　　　有限会社　奥進システム　代表取締役

小尾　隆一　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事兼事務局長

真田　政稔　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　事務局次長

田垣　正晋　　大阪府立大学　人間社会学部　准教授

髙橋　喜義　　特定非営利活動法人　大阪難病連　理事長

辰巳　佳世　　四條畷市　障がい福祉課長

中井　悌治　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

長宗　政男　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

成澤　佐知子　社会福祉法人　四天王寺福祉事業団四天王寺悲田富田林苑　施設長

福田　啓子　　大阪自閉症協会　副会長

古田　朋也　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

◎会長

○事務局

　定刻となりましたので、「第３回第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を開催します。

　委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ出席いただきましてありがとうございます。

　私は、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課の北村と申します。本日は司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　では、開会に先立ちまして、西口福祉部障がい室長より挨拶を申し上げます。

○事務局

おはようございます。「第３回第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」の開会にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

　まずははじめに、どうしても触れておかないといけないことがございます。

　先週ですが、神奈川県相模原市の障がい者施設において、１９名もの尊い命が奪われるという、決してあってはならない、決して起こしてはならない悲惨な事件が起きてしまいました。亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、２６名の方々が死傷されましたが、早期の回復を願ってやまないところでございます。

　少し長くなりますが、障がいがあるということで、いわゆる弱い立場にあるものが標的にされたということに憤りを覚えておりますし、何よりも「悲惨な」という言葉では言い尽くせない、悔しくて悔しくて、無念でなりません。

　また、マスコミ報道を見ますと、事件をきっかけに、施設の安全確保の徹底や、措置入院のあり方などに注目が集まっているところです。厚生労働省では、今年の秋までに、防犯ガイドラインが策定されるということも聞いております。

　しかしながら、忘れてはならないことは、これまでの、地域に開かれた施設を目指した取り組みが後退することがないということです。

　そして、精神障がい、あるいは精神障がいのある方々に対する誤った考え方が広まらない、そのようにしなければならないことだと私は思っております。今求められているのは、我々に何ができるのか、しっかりと考えることだと思っております。

　改めまして、本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、本部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

　また、これまでは午前中の開催ですと、１０時の開会ということでさせていただいておりましたが、議論の時間をできるだけ深くするといったことから、９時３０分からの開会とさせていただいていることをご了承願います。

　前回の本会については、７月２日に第２回を開催し、生活場面ごとの検討を開始させていただいたところです。

　前回の会議においては、１つ目の生活場面である「地域やまちで過ごす」について審議いただき、その中で事務局が提示した論点以外にも多くの課題があるのではないか。あるいは、大阪府の様々な審議会等において既に審議されていることを、一から議論するのではなく、それらを踏まえた議論をすべきではないかなど、議論の進め方に対するご意見等も含め、多くの意見をいただきました。また、生活ニーズ実態調査票についても、同様に貴重な意見をいただきました。

　本日は、このようなやり取りを踏まえまして、新たに作成した資料により、大阪府における現在の審議状況を俯瞰していただいたうえで、生活場面「地域やまちで過ごす」を、引き続きご議論いただきますとともに、２つ目の生活場面「学ぶ」の検討、生活ニーズ実態調査票の確定へと進められればと考えております。

　委員の皆様方におかれましては、今後の目指すべき社会を見据え、「第４次大阪府障がい者計画」が、より実効性のあるものになるよう、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

　本日ご出席の委員の皆様は配席図に記載のとおりです。

　なお、本日は、社会福祉法人弥栄福祉会理事長の岩田委員、弁護士の小山委員、一般社団法人大阪精神科病院協会理事の長尾委員、公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会副会長の林委員、一般社団法人　大阪府医師会理事の藤森委員については、欠席となっております。

　なお、大阪府立大学人間社会学部准教授の田垣委員については、少し到着が遅れると連絡をいただいております。

　現在の部会委員の総数は２０名で、本日は過半数である１５名の委員に出席いただいております。

　続きまして事務局ですが、障がい福祉室はじめ、関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をいたしますので、お手元の資料をご覧ください。

　「次第」

　「配席図」

　「委員名簿」

　資料１「第４次障がい者計画に掲げる具体的な取り組みと目標について」（Ａ３横長）

　資料２「生活場面Ⅱ「学ぶ」について考慮すべき状況変化」

　資料３「生活場面Ⅱ「学ぶ」の主な論点について」

　資料４「調査票の修正版」

　参考資料１

　参考資料２

　参考資料３

　資料に、もし漏れがありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

　次に、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めておりまして、本指針に基づき、本会議も原則として公開しております。

　また、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページに公開する予定としております。ただし、委員名は記載しません。あらかじめご了解いただけますようお願いします。

　次に、この会議につきましては、手話通訳を利用している聴覚障がいの委員、点字資料を利用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、大谷部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○大谷部会長

改めまして、皆様、おはようございます。

　冒頭、室長からご挨拶の中で言っていただいたように、非常に残念な事件が起こりました。そのような社会をつくらない。私も障がい者の子の親として、非常に心を痛めております。そのような社会をつくらないという気持ちで、皆さんのご意見を「障がい者計画」の中に反映できればと思います。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

　今日の議題ですが、皆様のお手元の次第に出ております。生活場面Ⅰ「地域やまちで過ごす」について、今から始めてまいります。

　時間が足りないということがあって、今回は９時３０分開始で、時間を３０分延長させていただき、皆様のご意見を時間の限り拾いたいということで、時間を延長しております。前回、発言いただけなかった方も、ぜひ発言をいただきたいと思っておりますので、どうぞご審議に協力をお願いいします。

　それから、２つ目の生活場面Ⅱに移る予定にしております。「学ぶ」について、皆さんのご意見を伺います。

　３つ目が、大阪府障がい者生活ニーズ実態調査のアンケートの案をお示ししております。これについては、それぞれに議論はあるかと思いますが、議論の制約上、このあたりで説明をさせていただき、ご了解をいただければと考えております。

　３つの議題があります。限られた時間ですが、できるだけ皆さんのご意見を反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、生活場面Ⅰ「地域やまちで過ごす」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

よろしくお願いいたします。

　それでは、議題（１）生活場面Ⅰについて説明いたします。資料としては、参考資料１、参考資料２、参考資料３、この３種類を用意しております。

　参考資料１については、前回の部会で、委員の皆様方からいただいた意見を整理したものです。この中で、やはり私ども事務局として提示した論点以外にも、いろいろな論点があるだろうし、また、大阪府として、別の審議会等でいろいろな議論をしているのではないかということで、それらの整理したものの提示が必要なのではないかという意見を頂戴し、参考資料２に、各生活場面に関連する大阪府での審議状況について、資料を作成しております。こちらの資料を簡単に説明させていただきます。

　現在、大阪府には、福祉に関係する問題について議論をする場として、「障害者基本法」に基づく障がい者施策推進協議会と「障害者総合支援法」に基づく障がい者自立支援協議会という大きな２つの会議があります。その中に、それぞれ部会等がございまして、様々な分野の課題について検討を行っております。

　皆様に出席いただいております「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」については、障がい者施策推進協議会の下に位置づけられているものです。

　この参考資料２は、それぞれの部会について、この障がい者計画で示しております生活場面ごとに関連して整理をしたものです。

　これら、それぞれの部会については、次の２ページ、点字資料では７ページからとなっていますが、ここから、それぞれの部会で何をテーマに検討をしていて、これまで何を審議してきたのか、今年度何を検討していくのか、といったようなことを整理しております。

　今回の生活場面Ⅰ「地域やまちで過ごす」に関しては、主にケアマネジメント推進部会や、地域支援推進部会の精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ（以下ＷＧ）や基盤整備促進ＷＧなどで議論を進めているところです。

　１つ目のケアマネジメント推進部会に関しては、相談支援に関する機能として、相談支援に係る様々な事業所の抱えている課題や計画の質の向上に関すること、相談支援専門員のフォローアップの体制づくりといったことを中心に議論を進めてきています。

　地域支援推進部会に関して、精神障がい者地域移行推進ＷＧは、精神障がい者の方を病院から地域に移行いただくことに関しての課題・方策について検討しております。今年度については、それに関する報告書を取りまとめていくということで議論が進んでいるところです。

　同じく基盤整備促進ＷＧに関しては、地域生活支援拠点のあり方や進め方についての議論を進めており、今年度については、モデル事業案等を取りまとめ、市町村にお示しするということで議論を進めております。

　このような、それぞれの議論を踏まえ、参考資料３「主な論点について」、事務局から前回お示しした論点ですが、このような検討をすべきという形で、前回３つの論点を示させていただき、議論をいただきました。

　私ども事務局で取りまとめた「論点整理」と、皆様方から、このような論点以外にも、もっと別の課題があるのではないかといったことを参考資料１の「議論の整理」というかたちで整理し、これらを、年度末に意見具申を取りまとめていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷部会長

事務局から説明がございました。

　少し意見をうかがっていきたいと思います。前回、欠席されていた委員からお願いします。

○委員

２点ほどございます。

　かぶる点もあろうかと思うのですが、まず１点は、障がい者等サービス計画をつくるにおいて、いろいろとケアマネージャーの件が出ていましたが、この中で、実際にサービス等計画をつくるときに、相談員の方が不足している点から、結果としてケアマネージャーの方につくってもらうということが実態に近いと聞いています。

　そうすると、そちらの講座の内容あるいは３年ごとの研修の中において、福祉サービスということがほとんどないという現状がありますので、それを１つ目の問題点としたいと思います。

　次に、地域移行の中では、サービスの提供をしてもらうという中で、『府政だより』６月号に、初任者研修に対して助成を行うことが載っておりました。

　精神障がいや視覚障がいにつきましても、やはり資格がいるわけで、それに対する助成が必要ではないかと考えております。

○大谷部会長

１点目ですが、計画をつくる相談員の方が、福祉サービスを知らない現状があるのではないか、ということです。サービス基盤のほうでは、初任者研修等で、もちろん講座をしているのですが、それ以外の障がい者福祉ではどうなっているかというご質問です。

○事務局

地域生活支援課です。よろしくお願いいたします。

　１点目の相談支援専門員の方、特に介護のケアマネージャーの方が、障がい者福祉サービスの実情を知らないというご指摘であったかと思います。その点についてお答えいたします。

　基本的には、相談支援専門員になっていただくために初任者研修、また、５年に１度、現任者研修ということで研修を受けていただいております。

　介護の方々、介護のケアマネージャーの方を中心に、相談支援専門員が少ないということから、市町村においてそのようなケアマネージャーの方に、相談支援専門員になっていただけないかという働き掛けを積極的に行っていただいているところです。

　そのような方々に対して、研修を受けていただいた上で、相談支援専門員になっていただいておりますので、そのような方に対しての研修は今後も充実していきたいと考えております。

○大谷部会長

ありがとうございます。助成、これは研修に対する補助ですね。

○委員

そうです。

○大谷部会長

初任者研修に補助を行政が出しているということですか。

○委員

現状では出しておられるわけですが、移動支援のサービスについては、資格を取ることに対し、現状はないわけですから、やはり、地域移行の中では、基盤をつくるうえでも配慮いただければということです。

○事務局

相談支援専門員の研修については、残念ながら大阪府は独自の財源をもって補助という制度はつくっておりません。大阪府も厳しい財政状況ですので、そういった補助を創設していくことは厳しいのかと思っております。

○大谷部会長

委員、初任者研修を含め、大阪府は、委託団体が研修をやっていただく。府としては補助金は出しておりません。

○委員

基金から出していますね。

　初任者研修を受けられた方に１万円、大阪府から事業所に契約をされた方に対し１万円を基金から出しているように聞いております。

　同じように、移動支援に係る資格を取る、特に視覚障がい、全身障がい、精神障がいには必要となっていますので、この資格を受けるときの講座料が必要ですね。この助成と、事業所に登録したときについての助成が必要ではないかということです。

○大谷部会長

要望として、そのような状況ということですね。

まだご発言いただいていない委員の意見もお伺いしたい。

○委員

検討すべき論点で、市町村の現状を含めて少しお話をさせていただきます。

　まず、１つ目の「入所施設及び精神科病院からの地域移行について」ですが、本市でも、特に精神科病院からの地域移行の取り組みを進めているのですが、結構長く入院された方などは、家がないとか、ご家族の方が高齢だとか、なかなかご家族も退院について承諾しかねるなど、様々な課題があります。

　それでも、ご本人の意向を聞きながら少しずつ進めているのですが、それについての、ご家族を含めての理解や、病院の協力がかなり重要かと思っています。

　また、それを支える仕組みがうまくいけば、うまくいかないのが難しいのですが、そのあたりをうまく仕組みづくりをしていく必要があるのではないかと考えています。

　２つ目の「地域生活支援拠点等の整備促進」ですが、これについては、本市ではまだ具体的な取り組みができていなくて、どのような機能が必要なのか、そのようなことを検討しているのですが、それは、障がい者自立支援協議会で、この数年、親亡き後のことをずっと検討しております。

　この何年かで親御さんが急に亡くなって、その障がい者の方が何もサービスを使われていなくて、亡くなって初めてわかったということで、どのように生活を支えていこうかと困ったりだとか、ほかには、サービスは使っておられたのですが、親御さんと一緒の生活をされていたので、親御さんが亡くなった、あるいは病気で入院をされたときに、一体どのようにその人の生活を支えようかということを、かなり急いで決めないといけないことが多いので、うまく支援ができたらなと、何度か振り返りをしているところです。

　その中でも検討を進めているのは、親御さんがいらっしゃる間に安心して過ごしてもらいたいということで、例えば計画相談であるとか、ショートステイ、自立体験、いろいろなことを早めに準備しておいて、いろいろなイメージを持って、その中でご本人のいい過ごし方が考えられればいいなと、これは、本来は長期的に検討していく必要があるものかと思っています。このようなことをするとともに、地域生活支援拠点等が広めるということやいろいろなことが進めばいいのではないかと思っています。

　最後に「ケアマネジメントの強化について」ですが、先ほどもおっしゃったように、なかなか障がいのほうの特定相談支援事業所や、相談員等の確保が十分ではないというところで、ただ、やっていただいている方は、本当に一所懸命にやっていただいていて、例えば、先ほどの高齢の方のケアマネージャーも、６５歳を超えた障がい者の方で介護保険を使っておられる方も、熱心に、市の窓口に「このような人がいるけど、障がいのほうで使えるサービスはないのかな」と聞きにこられたり、そのようにやっていただいています。

　ケアマネージャーではない初任者研修を受けられた相談員の方も、一所懸命にやっておられるのですが、高齢どうこうというのは難しいと思うのですが、講習体系が、なかなかケアマネと違う、仕事の内容も微妙に、貯金管理などがないので違うのですが、それだけで事業をやっていくのは厳しいということがあるので、もう少し安定して、相談ということは一番大事なことだと思うので、安定して相談ができる仕組みができたらいいなと思っています。

　それと、障がい者の相談支援は、やればやるほど大変なところもありますし、忙しいところもあるので、その辺をどのように評価していくのか。研修の受講をもっと増やしていただきたいということ。それ以外に、そのような方々が一所懸命にやっていて、とてもしんどいところがあるので、それを強化するような研修体制であるとか相談体制、スキルアップできるような機会などをつくっていただきたいと思います。

○大谷部会長

続いて町では、そのあたりはいかがですか。

○委員

　市町村の状況は、先ほどの委員がおっしゃられたとおりで、地域移行ですが、長期入院患者の方が町にもいますので、その辺の地域移行を考えているのですが、場所として、行き先はグループホームかと思っています。

　こちらは小さな町で、グループホームはございませんので、施設の近くのグループホームや近隣市にお願いをしているのですが、できるだけ、町の方が町のグループホームで生活をしていただけるのが一番と思っていますので、事業所開設がしやすい仕組みをお願いしたいところです。

　先ほどの委員がおっしゃられたとおり、障がい者を抱える親御さんの高齢化もあり、障がい者が生活できるようなグループホームを町としても考えたいところです。

　あと、ケアマネジメントですが、小さい町の特徴かもしれませんが、計画相談支援については、ほぼ１００％の状況で現在進んでおりますので、その辺は、小さな町のやりやすい面かと思っております。

○大谷部会長

自治体の委員から、主な論点に沿って、少し意見をいただきました。

　まず１点目の地域移行については、地域を移行する枠組みを、きちっと、病院等を含めて連携をしながら取っていく必要があるのかなと。そして、受け皿としてのグループホーム整備が望まれる、というようなご意見です。

　２点目の地域拠点の取り組み、これについてどうかということで、親御さんにとって待ったなしの状況である。地域では「８０５０問題」と言われているのですが、親が８０歳、子どもが５０歳、そのような場合に現れてきたときには、すでにどうにもならない状況というところで立ち上がってくる。そのような状況を考えたときに、この地域拠点の取り組みは待ったなしではないかということをおっしゃられている。

　３点目ですが、「ケアマネジメント強化」ということで、制度的も単価的にも、なかなか難しいというお話がありました。同時に、そのように担っていただく事業所を、これからももう少し増やしていかなければならないという認識をいただきました。

　自治体としても、いろいろとご苦労がおありかと思っています。

　これらで、何か答えられる、対応を考えられている。事業所を代表して、委員、いかがでしょうか。

○委員

　足りないと言いながらも、相談員も少しずつ増えてまいりましたし、自立支援協議会も活性化してきているという実感はございます。

　しかしながら、まちで暮らす、自宅で暮らす、グループホームで暮らす、そのような暮らしを支える人材が不足しているという現状が、さらに今明らかになってきていると思います。

　私どもの事業所でもヘルパーの広告を出しますが、なかなか人が来ないという状態がございまして、ニーズはあるのですが充足できていない。この辺も、前回も言われておりました人材の育成をどうするのか、人材の確保をどうするのか。この辺が解消されないと、豊かな暮らしをまちで過ごすということには至らないのではないかという実感はあります。

　それと、年齢に応じたニーズと言いますか、若い頃にはまちでということですが、ご家族が高齢になってまいりますと、終の棲家を入所の施設でというご要望が多く、今現在出てきているような状況もあります。

　入所の施設で亡くなると困るんだ、短期入所はなかなか利用できない、その辺のこともありますので、入所の施設のあり方と地域とのつながりを、どのようにつなげていくのか、もしくはそれを誰がするのかといったところも課題であるのではないかと思います。

　入所施設の施設長もしておりますが、かなり高齢化しております。現在、最高齢は８２歳です。最年少は２５歳。年齢の幅が広がっているということも、それでも平均年齢５０歳の入所施設ですから、ご家族の方も大変高齢になってきておりますので、介護保険と障がい者の福祉ということで、両方の相談を受けるという相談員もあります。

　親の相談と子どもの相談を同時に受けられる相談所もいるのではないかということで、われわれの施設ではそれを目指して事業をしておりますが、なかなか、そこがうまく進んでいないという現状でございます。

　本当に現場は複雑な状況になっておりますので、その辺をうまくコーディネートするような人材の育成、確保等も考えていけたらいいなと、私自身も思っております。

○大谷部会長

ありがとうございます。

　人材が集まらないということは社会的な現象でございます。大変なところで、ここの問題のご指摘をいただきました。

○委員

府内で聴覚障がい者の施設を運営しております。

　しかし、そこを利用できる人数というものはまだ少ないのです。府内には、聴覚障がいを持った高齢者がたくさんおられます。その方たちが入所できる施設の数はありません。

　障がい者サービスを利用したい聴覚障がい者の数もたくさんおられます。その施設４つだけでは対応が大変難しい状況ですので、地域の、聞こえる方の施設を利用している聴覚障がい者の方もたくさんおられるわけです。

　先月、事件が起こった神奈川の施設を見ますと、報道では、４人の聴覚障がい者の方がおられると聞いております。

　生活場面ですが、文章その他でも聴覚障がい者という言葉が全く出てきません。しかし、それらの施設の中には聴覚障がい者の方がいるわけですから、それが見えない状況になっております。

　心配になってきますのは、施設の中で、自分の言いたいことがきちんと施設の職員に伝えられているかどうか、意思の疎通ができているかということです。それが大変心配になっております。

　ただ、聴覚障がい者と言いましても、高齢の方、歳をとってから耳が遠くなった方は手話がわからない状況にあります。その方に対して筆談等、いろいろな配慮が必要になってきます。

　それはあると思いますが、生まれつき、または子供の時から聞こえないろうあ者の方は手話を主な言語として使っておられる方もたくさんおられます。その方に対しての配慮はどのようになっているのかと思います。

　施設の職員向けの手話講習会があってもいいのかと思っております。

　それともう一つは、施設で働くまたはケアマネージャー等の資格を持っている聴覚障がい者がいます。聴覚障がいの高齢者にも対応するために、聴覚障がい者自身が資格を取って対応しております。その資格を取るときの研修や、取った後の定期的な研修というものがありますが、そこで手話通訳をつけたくても断られるという話を聞いたことがあります。情報保障をきちっとしていただきたいと思っております。

　大聴協としましては、聴覚障がい者福祉会と一緒に、府内の６０歳以上のろうあ高齢者の実態調査アンケートをしております。大聴協の６０歳以上の会員の方全員に調査票を送りました。その数は９６６人です。ですが、送ったのですが、亡くなっているので住所がないので返ってきているものもあります。

　９００人以上のろうあ者がいるわけですから、そのような調査は大事だと思っております。

　別の話ですが、例えば、ろうあ者自身が、健康な人が年を取られて老人福祉施設に入られる場合があります。デイサービスやいろいろなサービスに付き添うことがあります。そのような状況があった場合に、聴覚障がいをもっている人が、施設職員との会話が、訪問されたときなどに話ができないわけです。

　自分の置かれている状況を、聞いてもちゃんと答えられない。そのようなことがあってはいけないので、施設の方は、ろうの家族が行った場合には、すぐに手話通訳などの配慮が必要になります。その配慮が要ると思いつくような啓蒙、啓発が必要だと思っております。

○大谷部会長

調査結果は公表されるのですか。

○委員

はい、大聴協と聴覚障がい者福祉協会と一緒に、９月をめどに回収する予定です。冬までには報告書を作成する予定でございます。

○大谷部会長

また、参考にさせていただければと思います。

　他にもご意見等はあろうかと思いますが、また後で、全体のところで振り返りをさせていただこうをと思います。

　今までの論点から言いますと、地域移行あるいは生活拠点、ケアマネジメント、それぞれ連動していかないといけないと考えております。

　ある市町村の自治体で、特定相談は計画のみ受ける、計画に対する相談は受けると。でも一般相談やそのような相談は、行政あるいは委託相談なりでやってもらわなければという話も聞きます。少し違うだろうなあと思っております。

　やはり地域やまちで過ごすときに、福祉サービス事業所が、同じ地域で住む住民として、いろいろな相談を受けられるような、そのような地域貢献、社会福祉法人もそうですが、地域で相談を受ける体制をどのように整備していくのか。

　いわゆる制度から人を見るのではなく、やはり同じ地域に事業所があるわけですから、その地域で暮らす人々の事業所ということで、地域の課題を、相談をつないでいく。そうでなければ、本当に、必要な人に必要なサービスを届けるという、ケアマネジメント本来のケアサービスが進んでいかないのではないか。

　そのように、いわゆる制度から人を見るのではなく、人が生きている地域で相談を受け、それを市町村あるいは事業所が共有化して、地域やまちで過ごすというサポート体制をつくりあげていくということが、本来の趣旨ではないのかなと改めて感じたところです。

　今までは、サービスの質ということがあまり問われなかったのですが、このような計画化に伴い、地域が見えるような計画を「質」として担保できるような事業所、地域貢献ができるような事業所が、ひとつの大きな課題ではないかと思うところです。

　そのような地域移行をつくっていくということで、このような障がい者施策も考えていく必要があるのだろうと、改めて思いました。

時間の関係で、生活場面Ⅱ「学ぶ」に移りたいと考えておりますので、質疑は最後に時間が余ればお伺いしようと思いますので、よろしくお願いいたします。

　では、生活場面Ⅱ「学ぶ」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

　それでは、生活場面Ⅱ「学ぶ」について、資料の説明をさせていただきます。

　資料については、資料１、資料２、資料３ということで、前回と同じような構成です。先ほどの説明を少しさせていただきました、参考資料２で、大阪府の審議の状況についての資料の用意をさせていただいております。

　資料１については、現在お示ししている「第４次障がい者計画」に掲げている、大阪府として取り組んでいる具体的な事業の一覧で、具体的な取り組み、それから、どのような目標を掲げているのか、その目標に対して、平成２７年度、直近の実施状況がどのようになっているのか、目標達成に向けた課題、ということで整理をしております。

　資料２ですが、生活場面Ⅱ「学ぶ」について、考慮すべき状況にあるということで、これについても、この障がい者計画をつくった平成２４年度以降に、どのような制度改正等があったかということを、法改正を中心にまとめたものとなっております。

　まず１つ目ですが、点字資料の１ページ目からですが、平成２８年度４月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）」が施行されるとともに、大阪府としても条例を施行しました。

　２つ目ですが、点字資料では２ページの途中から３ページです。平成２８年度から「発達障がい者支援法」が改正されました。

　裏面で、点字資料では４ページから５ページです。「障害者総合支援法」の３年後見直しに係る部分の「児童福祉法」の改正があり、こちらが平成３０年４月から施行となっております。

　その中でも、４つ目の○ですが、「児童福祉法」に基づく障がい児通所・入所支援についてサービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において、障がい児福祉計画を策定することが新たに定められまして、障がい児のサービスについても計画を策定することが義務づけられたということになっております。

　それでは、「学ぶ」の場面に関係して、現在、大阪府でどのような審議がなされているかについてです。

　こちらについては、「発達障がい児者支援体制整備検討部会」の中で、さまざまな議論がされています。

　個票としては、皆様の資料では３ページ、点字資料では１４ページの途中からになっています。

　「発達障がい児者支援体制整備検討部会」においては、発達障がい児者のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することを目的に、様々な課題について議論を行っていくというものでございます。

　今年度の議論の状況としては、現在、平成２５年に策定した「発達障がい児者支援プラン」というものがありますが、こちらは平成２９年度末をもって、５年間の計画期間を終えますので、その後継プランを策定するための議論を行っています。

　このような議論をもとに、事務局で「学ぶ」の論点を整理したものが資料３です。

　この中で、点字資料では２ページ目からになっていますが、検討すべき論点として３点挙げております。

　１点目が「発達障がい児者支援の充実について」。２点目として「放課後等デイサービスの支援の質の向上等について」。３点目として「支援学校の就労支援の充実について」。

　では、１点目の発達障がい児者支援の充実についてです。

　年度としては先ほども申し上げましたとおり、平成２５年度に「大阪府発達障がい児者支援プラン」を策定するとともに、知事重点事業として「大阪府発達障がい児者総合支援事業」を創設しております。

　この事業の中では、乳幼児期から成人時期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備ということに取り組んできております。

　この事業で取り組んでいる主な事業として表１があります。点字資料では６ページから７ページですが、これらの事業を実施してきております。

　これらの現状を踏まえ、課題として整備をさせていただきました認識は５点あります。

　まず１点目が、発達障がいの早期発見、早期発達支援の取り組みを進めていくということで、乳幼児健診体制整備の推進に向けた支援が必要であること。

　それらを支えるためには、発達障がいの診断等が可能な医師等の養成、協力医療機関の充実が必要になってくる。

　また、そのような発達障がい児者が、身近な地域において専門的な療育や相談支援、就労支援等を受けることができるような、地域支援体制の整備が重要ではないかということ。

　発達障がい児者にとって、最も身近な存在である家族に対する支援、両親のエンパワーメントの充実が必要ではないかということ。

最後に、地域において安心して暮らすことができるよう、発達障がいに関する府民の理解促進を図るための取り組みが必要ではないか。

　このような５点について、課題として整理させていただきました。

　論点の2つ目です。点字資料では９ページからです。放課後等デイサービスの支援の質の向上等についてです。

　こちらについては、まず表２をご覧いただきたいのですが、点字資料では１１ページになります。

　ここで見ていただいてわかるように、大阪府の中で放課後等デイサービスの数が、平成２５年度では２７２カ所であったものが平成２８年度には８３６事業所と、ほぼ３倍程度に数が増えております。

　しかし、数が増えればいいということではなく、やはり、ただ単に子どもの居場所の確保ということしかやっていない、ＤＶＤを見せているだけというような、あまりサービスとして質の良くないサービスを提供しているような事業所もあるということが現在指摘されており、この問題については、大阪府だけに限らず、全国共通の課題として指摘がされています。

　このようなことを踏まえ、平成２７年４月に、厚生労働省から「放課後等デイサービスのガイドライン」というものが策定されました。また、平成２８年３月には、事業をやっていくための留意事項が、国から通知されております。

　大阪府としても、平成２８年度から放課後等デイサービス事業所を対象としてアンケート調査を実施し、事業所が課題と感じていることを把握したうえで、全体研修や個別の教育研修等の機関支援を重点的に実施することとしております。

　こうした課題を踏まえ、この論点についての課題の整理を、４点挙げております。

　１点目については、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知徹底や研修機会を充実させていくことによって、支援の質の向上を図る必要であるということ。

　２点目としては、単に居場所を確保するということだけではなく、放課後等デイサービスの役割として、子ども自身の社会経験の幅が広がるということを目的とされていますので、そのような部分をきっちりとやっていけるように、地域交流や関係機関連携を促進する取り組みが必要ではないかということ。

　３点目として、関係機関との交流の中でも、特に学校との緊密でスムーズな連携といったことが必要になるのではないかということ。

　４点目として、平成３０年から施行される改正「児童福祉法」において「障がい児福祉計画」を定めるものとなっておりますので、大阪府としても、質の確保というものをしっかりと行っていく必要があるのではないか。

　このように整理をさせていただきました。

　論点の3つ目です。点字資料では１４ページの途中からとなっております。支援学校の就労支援の充実についてです。

　現状としては、支援学校において、職業教育プログラムといったものを作成しています。

　卒業生の職場定着支援については、関係機関と連携して行っているところですが、支援学校としての役割や範囲があまり明確になっていない状態で行っているということです。

　職場定着支援に関するネットワークの構築についてはまだ十分とは言えず、個別に支援している場合が多いといった現状です。

　また、「個別の移行支援計画」を作成されており、このようなものは就労先にも伝わるようにはなっておりますが、実際にどのような形で活用されているかという実態は、把握ができないような状況になっているということです。

　このような現状を踏まえ、課題の整理として、４点まとめさせていただきました。

　１点目が、早期からの連続性、系統性のあるキャリア教育、職業教育プログラムの確立が必要なのではないかということ。

　就職後の職場定着支援をさらに進めていくためには、このような関係機関の役割分担を明確にし、「個別の移行支援計画」を活用し、チームとしてサポートしていくような仕組みの構築が必要なのではないかということ。

　３点目としては、現在つくっている「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」を有効に活用していく必要があるのではないかということ。

　４点目としては、就職から就職後の職場定着支援への、連続性のあるネットワークづくりといったものを進めていくことが必要なのではないかということ。

　このように整理をさせていただきました。

　事務局から提示させていただいた論点を確認していただくとともに、その他、論点等がございましたらということで、議論をお願いいたします。

○大谷部会長

事務局から、生活場面Ⅱ「学ぶ」について論点整理をしていただき、皆さんからのご意見を拝聴したいということです。この点についていかがですか。

○委員

　何点かありますが、１つは、いろいろな相談支援事業所が地域にできてきて、それが増えることはありがたいことなのです。

　特に、障がいの発見時の親の心情というものを理解してもらっていないと、なかなか本当の意味での支援にならない。

　いろいろな制度が、例えば保育所に行っているときから専門の施設に相談を頼みますと、親がまず計画書をつくらないといけない。そんなことは親の心情からすると、何でうちの子を今のうちから障がい者にしてしまうのか、そのようなところから出発しますので、そのあたりに配慮した、考慮した対応が必要ではないか。

　もう１つは、放課後等デイサービスの問題、これは、やはりいろいろなデイサービスがあるというのは、親が心配というか、専門家もそうですが、子どもさんが学校から、毎日日替わりで違う事業所に行く。これで本当に子どもさんのためになっているのか。

　このままでいくと、大人になった時に、非常に情緒面の不安定な人に出来上がっているのではないかということです。その辺をどのように配慮するのか。

　いわゆる日替わりの問題と非常に絡んでいますので、欠席者が多いとお金にならないということで、たくさんの人を順番に回して対応するという、これは制度そのものの問題ではないかと思っています。

　それと、就労支援の問題ですが、これは支援学校を卒業した人が、「就労、就労」と最近流行っていますが、就労の課題がある人とない人があるはずなのです。そこもしっかりと整理をして抑えていく必要があるのではないかと思っています。

　ぜひ、放課後等デイサービスと同じですが、実態があるとか、中身、質の問題を重視していかないと、いわゆる儲かるサイドの１つとして、就労継続支援Ａ型や児童デイサービスが挙げられている変な時代ですから、そこは行政として、しっかり管理ができるような体制をお願いしたいと思います。

○大谷部会長

ありがとうございます。

　対応ということですが、障がい児が利用するときに、やはり受給者証、事務所との契約、この辺りが高いハードルになっているのではないか。そこをきちっと対応できるような仕組みが必要ではないかというようなことです。

　日替わり提供するような利用というものはいかがなものかということで、そのようなサービス、制度利用に関わる普及啓発、事務局がまとめていただいたところと連動するのかと思っております。

　就労支援についても同様でございます。やはり、中身のある就労支援の話が望まれるのではないかということで、実態をしっかりと把握してほしいという要望であったかと思います。

　ほかに何かありますか。

○委員

発達障がい児者支援の充実について、確かにいろいろと課題があるかと思うのですが、発達障がい児者支援の場合、「切れ目のない」というキーワードが出てきていると思います。

　その中で、僕らは発達障がい児者支援をやっていて、小学校のときの課題、中学校のときの課題、高校生のときの課題、いろいろと課題があるのですが、それぞれ情報が分散しているという課題。最近は小学生や中学生も放課後等デイサービスを使っているのですが、どこも情報が分断している。

　このように、年代によって情報の分断ということがないようにということで、いろいろな仕組みを使って切れ目のない支援ができるのではないかと思って、このようなところの工夫や配慮を改善のときに上げられるのではないかと思っています。これが１つです。

　放課後等デイサービスの支援の質の向上等について、先ほども委員が言われていましたが、例えば受給者証３級を取って、週に２日は学習支援、週に２日はスポーツ系とか、そのような親御さんがよくおられて、うまく活用されているなと思うのですが、質の向上と一言で言うのですが、何の質の向上なのかが大事だと思うのです。

　例えば、学習支援をするところなら、本当に個別支援をやられているような、１つの配慮方法を考えてきちっとできているか、特別支援員のようなアドバイスがきちんとできているかどうか。スポーツ支援だったら、作業療法士が入っているかどうか。そのような、１つ１つの支援の質と言っても、幅が全然違うので、事業所に合った支援の質と、親御さんがデイサービスを利用しようと思ったら、見に行くしか情報の受け皿がないので、そのような情報発信ができる状況がないのかなと思ったりもします。

　支援学校の就労支援の充実についてで、高校の就労場面を考えたときに、親御さんがどのような進路、どのような福祉施設があるのかがわからないので、どのように進路を選んでいいのかがわからない場面が出てきて、最近は支援学校に、就労移行支援の人が説明に行くとか、そのようなメニューをつくっていると思うのです。それをきちんと体制として、例えば支援学校の中では、そのような福祉施設の勉強会などもするべきだと僕は思っています。

　あとは、先ほどの繰り返しになるのですが、学校で何をして、就労場面で何をして、定着場面をつくって、という情報提供がかなり分断されている感じがするので、その様な支援につながる情報の受け渡しができるように、例えば僕は事業で、支援学校からの実習を受け入れるのですが、支援学校から受け取る情報はほとんど何もない。何もないというと語弊がありますが、一応、障がい児など、このようなところに配慮してくださいなど、口頭の説明はあるのですが、例えば、子どもの「個別の教育支援計画」はこのようになっていて、などの話は全く出てこないので、そのようなところをきちんと開示して、事業所が協力してくれるネットワークの先にも情報が行き渡るような体制づくりを、課題として挙げていただきたいと思います。

○大谷部会長

切れ目のない支援、情報の共有化ということが必須のポイントではないかというご意見をいただきました。

　それと、放課後等デイサービスの質の担保と言うが、その質をどのようにつくるか、そこをしっかりしないといけないのではないかというご指摘をいただきました。

　それから就労支援の仕組み、支援学校との連携の仕組み、これについてどうかということをご質問いただいています。お答えされますか。

○事務局

地域生活支援課です。よろしくお願いいたします。

　まず、委員からご指摘のありました、発達障がいに関しての「切れ目のない支援」について、いろいろな引継ぎなども、ツールを工夫すればいいというお話でしたが、私どもの部会において、平成２６年度に「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」をつくらせていただきました。関係機関、市町村の皆さんにお配りしていますので、それをどのように活用していただいていますか、ということも含め検討をさせていただきます。

　２点目の放課後等デイサービスの質の向上を、それぞれ中身が異なるという話はわれわれの中でも出ており、先ほどの事務局の説明にもありました今年度の事業で、事業所の連絡会の７月の全体研修で、ガイドラインについてさせていただいたのですが、事業所単位で「圏域連絡会」ということをやらせていただいて、そこで、事業所が課題としている質の向上や専門性はどういうところなのかを、一度皆様方からお声を聞いて、できれば明らかにしたいと。

　多種多様であることは認識しておりますが、その辺を、どのような分野、どのようなところでのニーズが一番大きいのか、事業所さんの困り感と、子供たちと保護者のニーズとがどのようになっているのか、しっかりとつかみたいと考えております。その結果、次に進める材料があればと考えているところです。

○大谷部会長

いろいろなサービス、情報が共有化できればいいなということですが、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）」の改正に伴い、情報の取り扱いに「本人了解」、ここをどのように担保するかも同時に考えていかないと、個人情報が知らない間に流れているということでは困るだろうと思っております。

　そのあたりの個人情報保護法改正に伴う現況のあり方、これはきちんと担保していかなければ危ないなと思っております。

　２点目の児童デイの支援ですが、ここは中学校も含めて、個別教育支援計画と相談事業所と児童の特定相談事業所が連絡し合いながら、どのように位置づけるか、そこのリンクが全然できていない。ここが１つのポイントだろうと思います。

　単に児童だから児童デイサービス、これでサービス、介護ということだけで計画をつくるのではなく、そのような児童デイサービスがどのようなサービスを提供してくれるのか。児童デイサービスの個別支援計画をしっかりと相談員が把握して、それを「個別の教育支援計画」とも連携をしてつくっていくかということが、１つの大きな課題になってくると思います。

　なかなかそこのところが進んでいかないところに、このような問題も生じてくるのではないかと思っています。

　ほかにいかがでしょうか。たくさん手が挙がっていますが、先に全部お伺いをしてから回答しましょうか。

○委員

　論点が３つだけでは足りないのではないかと思っています。

　１つは、「権利条約」や「差別解消法」を踏まえたインクルーシブ教育の充実という項目を、新たに施策の方向性に設けていただきたいと思っております。

　まだまだ入学時等の差別もありますし、学校内での合理的配慮の提供が十分ではない、卒業後の進路に関する情報提供も十分ではないというような問題を上げていただいて、今教育庁の対応、研修資料等をつくっていただいておりますが、そちらのバージョンアップ、研修の強化を入れていただきたいと思っております。

　小学校教育の充実では今、放課後等デイサービスの問題が挙げられていますが、学校から家へ送ってもらえる送迎の体制もあるので、どんどん利用が増えている面もあるのかなと思っておりますが、やはり、放置が続いている事業主もあるように聞いておりますので、大阪府で指針をつくって、やってはならない対応なども示していただけないかと思います。

　あわせて、学童保育や放課後いきいき活動というものが従来からあるわけで、そちらのほうの充実策をどのように考えていくかということも考えていただきたいと思います。

　それから通学保障の問題ですが、やはり通学の保障がないので、放課後等デイサービスが増えるというようなこともあると思いますので、今、総合支援法３年後の見直しの議論でも、結局は通学保障の問題が、十分移動支援で議論しきれなかったという問題がありますが、大阪府教育委員会として予算を確保し、移動支援を日によっては利用するという方策が、小学校・中学校・高校のいずれかでも検討していただけないかと思っております。タクシー代、バスなどもありますが、移動支援で送迎ということができないかと思っております。

　それから、小中学校では支援補助員の問題がある。高校でも学習支援員ということがありますが、この体制が不足しているということがありますので、数値目標を考えていくというようなことではできないか。ずっと足りない足りないと言われております。

　医療的ケアの問題ですが、これも新たな項目として起こしていただき、課題を整理していただきたいと思います。医療的ケアの体制推進事業で、看護師が配置される事業がありますが、結局は親の付き添いをずっと求められるという問題があったりもします。

　先日、胃ろうの方の給食の提供が、流動食のようなペースト状の食事を提供するときに、それができないと言われて、親が付き添いを求められたということがあります。親の付き添いは長くても３カ月というように区切ってしまって、事業も目的をはっきりさせる事業になっている。

　高校の問題ですが、なかなか高校に入れないから、支援学校の高等部が増大しているというような、窮屈になってしまうという問題が出てきていますので、自立支援推進校、共生推進校のこの取り組みを、どのように抜本的に拡充していくのかというような対策検討が必要であると。このようなことも入れていただけたらと思っております。

　最後に、就労自立に向けた教育の充実の項目では、卒業後の進路として、就労支援に偏っているかに見えてしまいます。

　重度障がい者の場合、なかなか就労に乗れない人に対しては、地域での自立生活をどのように働き掛けるのかという観点が必要で、在学中から将来の生活を展望できるような支援ということで、日中活動やグループホームの見学、体験事業、自立している障がい者との交流のようなことを、自立支援協議会と連携して進める。

　あるいは、学校の「個別の支援計画」と地域の相談支援の計画をつき合わせて、本人にとってどのような支援がいいのかということをさらに突き詰めていく。

　まだまだ学校側の認識は、学校の中だけでしか視野がないというところがあります。それでは、地域での行き先、どのように支援していけばいいのかがなかなか展望できない。情報も提供できないといった問題もありますので、ぜひとも地域との連携を進める中で、視野を広げていただきたいと思います。

　また、意見は文章にして出します。

○委員

よろしくお願いいたします。

　ここで発達支援の論点①の充実で、やはり、家族に対する支援の充実ということを問題にしていただいているのですが、本当に早期発見、早期支援の取り組みの中で、親が医師から障がいがあるかもわからないと言われたときに、子どもをもった親にとっては、ほかの兄弟に対しても心配がいろいろと出てきますので、このようなところでは、今はペアレントメンターの事業をされていますが、やはり諸先輩、身近な方の話を聞いて、率直に自分の子どもに取り組む意識を持ったほうが、学校教育に対してもインクルーシブな共生社会に向けて、障がいのある子も一緒に含めて考えていく支援を組み立てていただきたいと考えています。

　この頃、発達障がいが、小学校５年生ぐらいの勉強があまりできないと非行になりやすいということを、よく地域の保護司の先生から言われまして、そのあたりから教育の懐も変わってきますので、支援のあり方ということでは、療育ということを大事にして、子どもさんには良い・悪いを、小さい時からきちんと支援をすることの大切さと、今回、差別解消法で合理的配慮を訴えていただいているので、やはり教育現場でも、その子供に対してのわかりやすい教育ということで、勉強の方法ということをしていただきたいと願っています。

　もう１点、支援学校のことも踏まえていますが、やはり一般校、一般大学まで行かれて、発達障がいであることがわかって、その子の、社会の現状をいただいたときに、やはり就労の定着の難しさも感じておりますし、就労に向けて、大学から就職に向けても、なかなかうまくいかない場合もありますので、今、就労事業所が案外と大学に目を向けていることもありますし、そのようなところも支援していただきたいと思っております。

○委員

たくさんあるのですが、手身近に、いくつか述べさせていただきます。

　１つ目が、診断を受けていない、もしくは受ける場合のお子さん達、乳幼児、幼いお子さんたちのフォローをどのようにするかという視点がありません。受給者証をとって、福祉のサービスとして指導や支援を受けるというそのあたりだけになります。

　乳幼児健診が各市町村で発達してきておりますので、かなりフォローアップされているお子さんたちが増えてきています。フォローアップされるお子さんたちが溢れてきますと、市町村でやられている乳幼児健診後のフォローアップ教室がいっぱいになってきて、これが不十分になってきているという現実が今まさにありまして、それをフォローする体制というものがない。

　無理に診断を受けるように勧めていったり、保育所や幼稚園の中で、障がいがあるかもしれない、発達が遅れている、偏りがある心配なお子さんたちをたくさん見ないといけないというような状況に、今なっていると思います。

　ですから、その診断を得ていない、なんだか心配だなぁと言うお子さんたちをフォローしている幼稚園や保育所の先生たちを、フォローする仕組みというのが欠けていると思うのです。

　先生たちをフォローするということで言いますと、やはり児童自立支援センターが地域貢献もしくは地域支援という形で役割を担うべきだと思います。

　もしくは受給者証を取らなくても安心して支援を受けられる、例えば大阪府が地域支援事業としてやっている事業を受けるというようなことであれば、診断を受けていなくても使える事業があるのですが、それを知っている人たちがまだまだ少ない。先生方に、そのような啓発をしていく関わりというものが必要ではないかと思っています。

　ペアレントトレーニングという視点が今できていますが、やはり親御さんが、お子さんの障がいを受容していくにはかなり時間がかかってきますから、トレーニングの前の支援という家族支援、親支援、この辺りを充実していく必要があると思います。

　２つ目の放課後等デイサービスの問題ですが、実のところ、いろいろと聞いていきますと、親は預ける所を求めているという現実もあります。療育だけを望んでいるわけではないのですね。

　これが、学童保育に入りにくいであるとか、高学年になりますと学童保育に入っていても利用ができない、収容できないという形で、障がいがあるお子さんが通うには不向きということがありまして、預けられる所が実際には欲しいとおっしゃっています。

　例えば、支援学校に入っているお子さんたちは学童保育を利用できません。支援学校の入学式の日に先生から、放課後等デイサービスの紹介を受けるということが実際には行われているわけです。だから、この辺の放課後等デイサービスの質の問題とはまた別に、障がい児の児童期の暮らしを支える仕組みがないという現実をきちんと受け止めて、どのようにしていくかという視点で考えていく必要があると思います。

　例えば、ガイドヘルパー等の充実等も１つあるかと思いますが、単なる放課後等デイサービスの支援の質を上げましょうだけでは、なかなか進まないのかと思います。

　３つ目の支援学校の就労支援ですが、これもジョブコーチが入り、少しずつ就労後のフォローをされる仕組みというものがだんだんと良くなっているところもあるかと思いますが、事業所、企業側のフォローがないというのがやはり現実で、離職率が高いのは、仕事がうまくいかないのではなくて、人間関係がうまくいかなくて離職しているという子供が大変多いです。

　そこが会社の人たちが、この障がいのある子供たちにどのように関わっていいのかわからない。仕事を教えるという技術は会社の人は持っているのですが、障がいを持っている子供たちの心をフォローすると言うところまではトレーニングされていないところがあります。

　ジョブコーチの仕事の幅を少し広げていただいたり、企業をフォローアップする仕組みをつくっていただいたりすることで、支援学校の就労支援がもう少し充実していくでしょうし、卒業後の離職率も下がるのではないかと思っています。

○委員

　生活場面Ⅰの点でもよろしいですか。

○大谷部会長

どうぞ。

○委員

最初の説明の後に意見も出ていたと思いますが、入所施設や精神病院から地域で生活をする。このためには、ほかの委員からももちろんご指摘がありますが、その受け皿をどうするか、受け皿がどうあるべきかということがあったかと思います。その受け皿が大変難しいというのが事実だと思います。

　私も、昭和５４年から三十数年間、身体障がい者福祉会の議会の会長をやらせていただいて今日に至っているわけですが、当時は、身体障がい者福祉会といいますと、肢体部と視力部、ろうあ部、この３障がい者によって構成されていましたが、今は知的障がいや精神障がいの方も一緒にということですが、われわれの組織としてはともに活動をして、そのような方たちの勉強を重ねるということがありませんので、そのような問題に関してはよく分かっておりませんが、ただ、このような地域移行をしていくためには、先ほども申し上げましたように、受け皿は大変必要だと思います。

　当時は、民間事業所や民間のグループホームというものはなかったと思います。従って、対象としている障がい児者の引き受けは、それぞれの家庭で、保護者が引き取って生活をしていたというように思っております。

　そのような状況下で、知的障がい者あるいは精神障がい者の方であったかは記憶が定かではありませんが、そのような生活をしている中で、夜中に大声をあげたりであるとか、隣の壁を叩くなどを繰り返されることによって近隣からの苦情が絶えなかった。そのために相談を受けたことを思い出しております。

　そのような時代でありましたから、そのような施設への入所ということがなかったと思いますので、公的な施設は各市町村にあったわけでもありません。転居をしたり、あるいは遠くの公営施設へ入所されたと思います。

　この地域移行を推進するためには、やはりグループホームであるとかその受け皿を調節しなければならないという課題がありますが、そのときに、施設コンフリクトの問題が発生します。

　障がい者が地域移行するためには、その地域の住民がどれだけ理解をしてくれるかということにかかってくると思いますが、大阪府あるいは市町村がそのための対策として、どのような、それぞれの役割分担ということがありますでしょうか。検討を重ねてこられたのかお伺いしたいと思います。

　次に２点目として、この生活場面Ⅱ「学ぶ」についてですが、課題の整理には数々の必要事項が明記されております。その一つ一つを真剣に取り組まなければならないと考えております。

　子どもの発達障がいは、発達障がい支援センターで有資格者が行っておりますスキルトレーニングで克服ができるとも言われていますが、大阪府あるいは市町村において、スキルトレーニングのために必要な人的あるいは財的な支援をしておられるのか、その点を教えていただきたいと思います。

　もう１点は、先ほど相談支援事業所が着実に増えている。しかしながら、その事業所における相談員の数が１事業所に２人未満であるということがこの資料にも示されているわけですが、今後大阪府として、この相談員を増員するという計画についてどのようにお考えになっているのか。

　以上、３点についてお伺いしたいと思います。

○大谷部会長

それでは、最後に委員にご意見をいただいて、その後にお答えいただきたいと思います。

○委員

私からは１点だけ。「学ぶ」の中の論点③支援学校の就労支援の充実についてです。

　先ほどから、高校卒業後、そのような支援の情報が分断されてしまうという、それ以降の課題として、それをどのようにしていくのかについては、ネットワークをつくる、これが不十分であるとか、課題の整理の中でもネットワークの体制を整備していくことが必要と書いてあるのですが、ネットワークを考えていく際に、どこが中心となって関わっていくかがやはり必要となると思いますので、学校卒業の方で、学校が一定アフターフォローと言いますか、卒業後についても一定の支援というものを継続できる体制を考えなくてはいけないのかと思います。

　今のままで学校にその役割を求めてしまうと、学校も大変なので、そこを学校プラス何らかの体制を考えるのか、また、関連する所にそのようなものをつくるのか。そこはわかりませんが、そのような視点が必要になってくる。

　あと、学校がずっとということにはいかないので、学校がしばらくは主体的に関わりながら、次へのつなぎ先と言いますかつなぎ方と言いますか、そのようなところをきちんとするネットワーク体制を検討していく必要があるのかと思いました。

○大谷部会長

ネットワークを誰が中心になってするのかということを含めてということです。

　４名の方の発題をいただきました。それぞれのコメントということもございますが、要望ということでまとめさせていただいて、コメントがほしいというところでは委員ですね。要望でよろしいですか。

○委員

コメントいただければ、ありがたいです。

○大谷部会長

よろしいですか。コメントできるようであれば。

　１点目は施設コンフリクトについて

　２点目は、発達支援センターのスキルトレーニングみたいなものを充実してはどうか。

　それから、事業所が増えているが相談員等をどのように増やすか。

　難しければ、またあとで。時間の関係もあるので、説明については後ほどということにさせていただければと思います。

　皆さんからいただいた要望については、また事務局で整理をさせていただいて、必要なところはお返しするということでご理解をいただきたいと思っております。

　特に論点整理の３点について、足りないところで補足の要望をいただきました。これについては事務局でも改めて整理をさせていただきたい。回答についても、できるものについては説明をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○委員

出ていなかった論点を１つだけ申し上げたいと思います。

　「学ぶ」という生活場面は、就学前、学校期のことが中心になっているのですが、学校を卒業してからの「学ぶ」の観点、特に知的障がいと発達障がいの分野で不足しているのではないかと思います。

　図書館や公民館、あるいは博物館や美術館。このようなものは、当然、社会生活の中で利用するわけですが、その利用の仕方で、肢体不自由の方や視覚障がいの方には配慮がありますが、知的障がいや発達障がいには合理的配慮が全く記述されていない。そのような観点が要るのではないかと思います。

　とりわけ、私どもは今、図書館の知的障がい者利用の促進というテーマで研究を進めておりまして、図書館は非常に重要な社会資源ですが、なかなか知的障がいの方で図書館を利用される方は本当に限られています。

　そのような意味で言いますと、もう少し図書館が利用しやすくなるような施策、配慮が必要かと思いますし、博物館や美術館も当然この中に盛り込んでいただきたいと思っております。

○大谷部会長

ご指摘いただいた点について、「学ぶ」の生涯学習の観点でとらえると、就労後、大人になると、どのように学ぶ機会を与えるかということも入れていく必要があるというご提案でした。

　これについても検討させていただきたいと思います。

　まだまだご意見があろうかと思いますが、時間の関係上、議論を前に進ませていただきたいと思います。

　次の３つ目の議題に入ります。事務局から、これについての説明をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。議題（３）大阪府障がい者生活ニーズ実態調査（仮称）について、資料の説明をさせていただきます。

　資料は資料４でございます。参考資料としては、前回、こちらの部会で議論していただきまして、アンケートに関するご意見もたくさん頂戴しております。こちらについてもこの中でまとめており、墨字版では４ページの中ほど以降になります。点字資料では１３ページの中ほど以降に、「大阪府障がい者生活ニーズ実態調査」についていただきましたご意見をまとめております。

　いただいたご意見を踏まえ、どのような所を修正したかを簡単に説明させていただければと思っております。資料４のアンケート調査をご覧ください。

　全体として、わかりやすい表記という中に、明朝体やゴシック体を統一したほうがいいということ。数字に関しては、数字と平仮名で書いているものが混在していましたが、こちらについても統一したほうがいいとのこと。これについては、全体を通して反映させていただきました。

　大きな全体の意見として、アンケート調査であまり多く項目がありすぎると回収率がよくなくなってしまうということもあり、皆様からいただいた意見の中で、この項目は要らないのではないかという意見と、事務局でも再度整理をさせていただき、若干質問数について整理をさせていただきました。前回はトータル４１問でしたが、今回提示しているのは３８問で整理をさせていただきました。

それでは３ページをご覧ください。点字資料では４ページの途中からになりますが、まず問５、問７、問８に共通して修正しているのは、手帳の説明の部分です。

　例えば問７ですが、療育手帳の後ろにカッコをして、知的障がいがある方のための手帳と表記しておりましたが、このような書き方をすると、発達障がいということにも触れたほうがいいのではないか。あるいは精神障がい者の手帳については、高次脳機能障がいについても触れたほうがいいのではないかという意見がありましたので、ここは消してしまってもわかっていただけるだろうということで、手帳の説明については削除しました。

　問９ページです。点字資料では８ページの中ごろから始まっていたと思います。

　発達障がいについて、項目の１つ目は最近の表記に合わせるということで、広汎性発達障がい・自閉症スペクトラム症ということで、カッコの中に「自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群」というような形に訂正させていただきました。

　５ページ、点字資料では１０ページの途中になるかと思います。問１３、問１４にも共通していますが、授産施設や作業所といった表記をしていましたが、最近使われていない言葉であるということで、これは事務局で整理をし、削除させていただきました。

　続きまして８ページ。点字資料では１５ページの途中からで、問１６です。子どもさんの休みの過ごし方について聞いている項目ですが、選択肢の１つ目に「放課後等デイサービス」を追加すること、選択肢の４つ目に、子どもさんですので、社会活動という言い方ではなく「友達との遊び」という言い方に変更しております

　問１６の後に、問１７として新規に設問を追加いたしました。

　こちらは「日常生活全般として困っていることは何ですか」という設問です。この中には、収入が少ないであるとか、障がいの程度が重くなってきている、同居する家族が高齢化している、といったような選択肢を用意して、新しく設問を加えました。

　１２ページ、点字資料では２３ページです。元は問２１でしたが、新たには問２２になっております。

　こちらの選択肢の１つのカッコ書きですが、「生活訓練、生活指導など」という書き方を改め、「地域生活の体験、アドバイス」という言葉に書き換えております。

　続きまして１３ページの問２５、元は問２４で、点字資料では２６ページの途中からです。

　こちらの選択肢の１つ目で「今より働いて」という書き方は、もっと働くことを望んでいるようにも聞こえるということで、この言葉を削除しました。

　新たな番号として問２６、問２７、問２８です。点字資料では２７ページから始まっていますが、働いている方に、「働く」についての設問ですが、この中に共通して「その他」として、具体的に書いていただく項目を追加しています。

　問２７については、選択肢の４番と５番を少し整理させていただきました。

　続きまして１６ページをご覧ください。点字資料では３１ページの途中からで、新たな問番号では２９番です。リハビリテーションやカウンセリングを受けているかについての設問です。

　選択肢の１つ目として、「身体機能を回復、維持する機能訓練」という書き方をしていましたが、「身体機能を回復、維持、痛みを和らげるための訓練」という書き方に変えていることと、選択肢の４つ目で「社会生活に関する訓練」と書いていたものを「体験」に訂正しております。

　１７ページの問３１です。点字資料では３３ページの途中からです。

　病院で診察などを受けるときに困ることですが、選択肢の４つ目を「医師や看護師などの説明がよくわからない」と「コミュニケーションがとりにくい」を１つにまとめました。また、選択肢の８番「診察してもらえる病院が少ない」に、「診察を断られる」を加えております。

　次の問３２です。点字資料３５ページからです。

　こちらについては選択肢を整理統合させていただき、ホームヘルパーと施設等の職員を１つにし、学校の先生と職場の人を１つの選択肢にしたことに加え、新たに選択肢の６として「民生委員、児童委員」という項目を追加しております。

　１９ページで「楽しむ」というカテゴリーの設問です。点字資料では３６ページの中ほどからです。

　当初は問３２で、近所の人とのコミュニケーションに関する設問を設けておりましたが、「楽しむ」では必要のない項目ではないかということで、削除させていただきました。

　問３３です。点字資料では３７ページの途中からです。

　こちらについても、「食事」ということ、「博物館・美術館」を追加すること、レジャーと旅行を１つの選択肢にする、という訂正をしています。

　次に２０ページ、点字資料では３６ページの途中からです。余暇活動する上で困ることの選択肢の２つ目に、「介助や支援が必要だが利用しにくい」にプラス「足りない」という言葉を足しました。

　２１ページ、点字資料では３９ページの途中からです。問３５で、ニュースやお知らせの入手先を設けておりましたが、現在はいろいろなニュースソースから情報を入手されるので、このような入手先を知ることによって、われわれとしてどのような支援につなげていけるのかが不明確ということもございまして、いったん削除とさせていただきました。

　続きまして、新たに問３５となっています。元は問３６でした。点字資料では４１ページの途中からです。

　「災害時に困ること、不安に思うこと」の設問に関しまして、選択肢の３では「建物の構造や設備、個室がないなどの理由で」という文言に整理をさせていただいたことと、選択肢４番で「周囲の理解やコミュニケーション、介護などの面で避難所では生活できない」という文言に整理をさせていただいたところ、選択肢５番で「福祉避難所に関する情報がない」という書き方をしていましたが、それ以前に「福祉避難所がない」ということプラス「情報がない」という表記に変えさせていただきました。

　新たに問３６ですが、「コミュニケーションをとる際の、もっともよく使っている支援と今後も使いたい支援」ということで、その後に「引き続き同じ支援を希望する場合は、同じ番号を記入してください」と、設問の意図を明確にするための注釈を挿入しました。

　元の問３８で、このような、今もっともよく使っているサービスに満足していますかと聞いた上で、次に満足していない理由を聞いていたのですが、その１つ前のステップは不必要ではないかということで、満足・不満足を聞く問いについては削除させていただき、もともとの問３９を問３７で、満足していない理由お聞きするということに整理させていただきました。

　続く問４１で、障がいがあるために諦めたことはないですかという設問を設けておりましたが、こちらについては、平成２２年のアンケート調査でも聞いておりましたが、平成２２年と比較させていただいたとして、われわれとしては今後の施策への活用策として若干不明確な部分もあるということで、いったん削除という形で整理をさせていただきました。

　最後に、新たな問番号として３８番、旧番号では４１です。点字資料では４５ページの途中から始まっていると思います。

　「差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」という問いについて、もともと行政機関として場所の設定をしておりましたが、「役所」という言葉に変更しました。

　こちらの修正をご議論いただき、まとまった時点で、再度わかりやすい表記について調整させていただいたうえで、８月中には印刷等をかけ、協力いただく市町村への照会等を済ませ、早ければ９月には調査票を対象者の皆様に送付し、アンケートが実施できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大谷部会長

皆様からいただいたご意見をもとに修正を加えて、今、事務局から提示いただきました。アンケートについてご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

　１つ確認をしたいのですが、文字フォントについてはゴシック体とあったのですが、文字の大きさについて教えていただけますか。

○大谷部会長

文字の大きさについては１２ポイントでしたか。

○事務局

全体的な注意書きの部分については、若干大きい１４ポイントぐらいにしており、中身については１２ポイントぐらいの大きさで作成をしております。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

問３６のコミュニケーション支援についてです。

　１番目に手話がありますが、手話というものは基準語と同等の言語ですので、この書き方の場合は「手話通訳」と書くべきだと思っております。ここの修正をお願いしたいです。

○大谷部会長

問３６の選択肢１の手話は、手話通訳ではないかというご指摘をいただきました。

　これについていかがですか。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

○大谷部会長

ほかにいかがですか。

○委員

問２０ですが、１つ選んでと書いてありますが、○は２つと書いてあって、これは「２つ選んで」ですね。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。「２つ選んで番号に○をつけてください」に修正いたします。

○委員

問１６です。放課後等デイサービスを加えていただきましたが、学童保育と並んでいるわけですね。２つ目に「通所施設に通う」があります。カテゴリーとして、日常生活の「遊び」と「教育」で分けるのであれば、放課後等デイサービスは通所施設に近いのかなという印象があったのですが、１番と２番の結果のすみ分けのようなものがあったのであれば、お教えいただきたいと思います。

○大谷部会長

問１６で、１で学童保育や放課後等デイサービスということで、このような質問と、通所施設で、何か分けた意図についてお聞きしたいということです。

○事務局

もともとの居場所として、学童保育ではなく、放課後等デイサービスがあるのではないかというご意見をいただき、こちらを追加させていただきましたが、今の委員のご指摘を踏まえ、整理としては、福祉サービスということでは「通所施設等に通う」に入れたほうがいいのかと思っておりますので、少し整理をさせていただきたいと思います。

○大谷部会長

もしできましたら、夏休みは長いですから、ショートステイという「障がい児施設の利用」というのもあるかもしれませんね。夏休みは長いですから、少し施設でお預かりする、そのような設問があってもいいのかと思います。

　また、これは検討させていただきたいと思いますが。

　通所になりますが、通所訓練に通うことは当然あるわけです。そのような意味もあるのかと考えました。検討させていただきます。

○委員

　問１３で、病名を書く指定難病が３００ほどありますが、病名を書くとキリがないような気がしています。必要だと言えば必要ですが、集約のことを考えると、一度検討していただきたいと思います。

○大谷部会長

また、検討させていただきたいと思いますが、病名は、何か意図があるのですか。

○事務局

病名自体にということではありませんが、難病の方に対する設問が何か必要ではないかということで、書いてもらうとしても、三百いくつも選択肢を書くわけにもいかないので、このような書き方をしたのですが。分析の仕方についても、また検討させていただきたいと思っております。

○大谷部会長

委員は、不安か何かおありで提案されているのですか。分類基準などを。

○委員

いやいや、子どもの病気でいくと５００だとか７００だとかあるわけです。小児の場合、はっきりしているのは、結局は疾患でそれぞれあるので。

大人の場合、われわれでも、本人がそれをわかっているかどうかが疑問なんです。

　自分の病名を書いても、ここは何の、例えば神経系統だとかそのようなことはわからないと思います。

○事務局

これは、難病の方であるかどうかがわれわれはわかればいいということですので、聞き方について検討させていただきたいと思います。

○大谷部会長

そのような意見で。最後にアンケート調査票をつくるに当たり、ご尽力いただき、まだいろいろとあるかもわかりませんが、議論する場としてはこれで最後にしたいと。

○委員

全部にルビを打っていただきありがとうございます。ただ、確認ですが、分かち書きを再考していただきたいですね。細かい話ですが、２４ページ、２５ページ、場所、役所のルビが抜けています。

○大谷部会長

２つご指摘をいただきました。分かち書きがないということと、ルビが抜けている所があるということですね。

○事務局

修正させていただいて、最後に、どのような書き方をすればいいかということを相談させていただきたいと思います。

○大谷部会長

この場での議論は本日が最後になります。また、意見があれば事務局で集約させていただき、委員長と事務局でまとめさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。ご了承いただけますか。

○全委員

はい。

○大谷部会長

アンケートについては、今後、事務局とまとめさせていただき、それを送付させていただくということです。委員、最後に何か一言。

○委員

先ほどの難病の件ですが、事務局がおっしゃったように、難病か否かというカテゴリーが必要だと思います。

　細かい病名になると、本人がどこまで正確に書かれるかというのがありますので、多分、人によって微妙に言葉が違ったりすると、分析する側としては判断しづらいので、そのような意味で、細かいことは書いていただく必要はないということが１つです。

　ただ、気になるのは、もし、難病でも一定のカテゴリーがあって、その難病でも、ある程度ざっくりとしたカテゴリーが必要だろうということであれば、そのようなカテゴリーだけでもつくっておくというのは、意味があるのかと思います。

○大谷部会長

そうですね。

○委員

　２つ目は、これがほぼ最終案なのですが、このようなことが知りたいというので一番大変なことは分析なんです。

皆さん、夏休みの宿題ではありませんが、ぜひ、このようなことが知りたいということを考えていただければと思っています。

　もちろん、それがその通りで出てくるかどうかはやってみないとわからないのですが。それは皆さんへのお願いでもあります。

○大谷部会長

はい。

○委員

そんなに難病は得意ではないのですが、アンケートの目的自体が生活ニーズ実態調査ですので、大きく難病の方のニーズという部分で把握すればいいのかと私は思うのですが。

神経系の難病の方と、指定難病の方とはニーズが違うとは思うのですが、それを細かく分類をして、それぞれどのように対応していくのかをやっていくのはかなり難しい部分があるので、難病の方でもいろいろな病気があると思うのですが、ニーズとして全体を把握したほうがいいのではないかと思います。

○大谷部会長

　基本的には生活ニーズ実態調査は、総合支援法に基づく福祉サービス利用者ということになりますので、３２０だかの疾病かという気がしますが、また事務局で検討をさせていただきたいと考えております。

　皆様からアンケートについて意見を賜り、事務局が集約するということでやりたいと思います。

　委員から、夏休みの宿題が出ておりますので、ぜひ、このような実態調査で、自分として何が聞きたいかということを明確にしておいていただくとありがたいということですので、どうぞ、皆様方よろしくお願いいたします。

　私も、委員に言われて、実際にやってみました。やはり、随分きちんと書けたかなと実感しております。書きやすくなったと思います。あわせてお礼を申し上げたいと思います。

　あとは回収率と分析手法です。大変なところですが、事務局を含めて、皆さんのご意見を含めて、検討していきたいと思っております。

　ここまでが次第で、生活場面Ⅰについては、まだまだいろいろな議論があると思っております。

　また、委員からかあった地域で暮らすためのグループホームの整備。コンフリクトの取組み。この辺りはどうなっているのかというご意見もいただきました。

　それ以外に市町村、あるいはそういった当事者のご意見をお聞きしました。

　不十分なところもありますが、また、事務局でまとめていただき、最終的には、もう少し後になりますが、把握して提供させていただくということになるかと思います。

　まだ言い足りないという方もあろうかと思います。その場合、事務局に意見集約をしていただきたいと思いますので、どうぞお願い申し上げます。

　生活場面Ⅱ「学ぶ」で、実はこのようにたくさん皆さんのご意見をいただけるとは、委員長として予測していなかったので少し戸惑っておりますが、たくさんのご意見をいただいて、テープ起こしをしながら、しっかりいただいた課題についてお答えができるようにしてまいりたいと思っているところでございますので、今すぐの対応にはなりませんが、ご了承をよろしくお願いいたします。

　各委員からいただいた意見について、改めて掘り起こしをさせていただきます。また、その質問について、答えられるものについてはお答えさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご理解をお願いします。

　生活ニーズについては、一応、各委員からの一任をいただきましたので、今後は、委員長と事務局とで最終責任で、これを発送させていただきますので、回収と分析に努めてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。皆様方の今後のご協力をお願いします。

　一応、いただいた議題については、すべて終了したかと思っております。なお、言い足りないところについては、事務局を通じて、次回に振り返りができるところは精査させていただき、振り返りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　参考までに、事務局としては、いろいろと意見はあると思うのですが、高齢８０５０問題、あるいは、そのような不適切な養育による、療育を必要とする子供たちが増えている問題。これはすべて家庭という問題。障がいサービスは、児童と高齢、障がいと、縦割りでやってきましたから、現場では家族のシステム、先ほど委員もおっしゃっていただいたように家族のシステム、これは１つの障がい者サービスだけではなく、連携の仕組みを地域の中につくっていくという、このようなことが大事なポイントになってくるのかと思っております。

　このようなシステムをどうつくりあげていくのか。我が国の場合は、何と言っても、地域で暮らすための仕組みづくりは、１９８９年の老人福祉法等八法改正で、在宅福祉が第２次社会福祉事業として位置づいて、ようやく２０年の歴史しかありません。

　そのようなところを、家族あるいは家庭をキーワードとして、地域で在宅サービスを使いながら、あるいは分野を越えて、年齢を超えて、どのような仕組みで作り上げていくかが次の課題だろうと思っています。

　このような地域づくりを含め、皆さんの障がい福祉のあり方についてのご意見を、今後ともいただければありがたいと感じております。

　それでは「第３回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を終了したいと思います。次回の予告等を含め、事務局にマイクをお返しします。

○事務局

どうもありがとうございました。以上で、本日の議事を終了したいと思います。

　委員の皆様方におかれましては、会議の進行にご協力をいただきありがとうございました。

　それでは、次回第４回の部会については、９月２日金曜日となっております。日が近づきましたら、改めて開催案内を送りますのでよろしくお願いいたします。

　以上をもちまして、「第３回　第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(終了）